



受大監第 13 号
令和 4 年 8 月 25 日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和 3 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 3 年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和 3 年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 3 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 3 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和 3 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和 3 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和 3 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和 4 年 7 月 13 日から 8 月 5 日までのうち 7 日間

3. 審査の場所

大山町役場 図書室

4. 審査の出席者及び説明者

石黒 澄男・野口 俊明・総務課長ほか各担当課長等

5. 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された令和3年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、

- ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
- ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
- ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
- ④ 財産管理は、的確になされているか、
- ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

令和3年度決算審査資料に沿って各課の主要施策の成果等について説明を受けた。それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取した。併せて、別途実施した例月出納検査を勘案し、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値についても適正に執行されていることが認められた。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

令和3年度一般会計歳入総額は129億9,702万1千円、歳出総額は121億5,190万3千円で、歳入歳出差引額は8億4,511万8千円であるが、このうち3億9,472万6千円は繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は4億5,039万2千円となる。

(1) 歳入

歳入決算は、予算額 139 億 815 万 6 千円に対し、調定額は 131 億 664 万 6 千円、決算額は 129 億 9,702 万 1 千円であった。収入率は、調定額に対して 99.2%の収入状況である。

(表 1 : 歳入決算の概要)

(単位:千円・%)

区分	予算額(A)	調定額(B)	決算額(C)	収入率		
				予算額 (C/A)	調定額 (C/B)	
自主財源	町税	1,569,296	1,683,532	1,575,474	100.4	93.6
	分担金及び負担金	45,904	42,917	42,771	93.2	99.7
	使用料及び手数料	110,125	110,084	108,786	98.8	98.8
	財産収入	187,014	185,669	185,668	99.3	100.0
	寄附金	525,262	512,551	512,551	97.6	100.0
	繰入金	349,577	322,819	322,819	92.3	100.0
	繰越金	499,507	499,508	499,508	100.0	100.0
	諸収入	102,182	108,106	107,984	105.7	99.9
	小計	3,388,867	3,465,186	3,355,561	99.0	96.8
依存財源	地方譲与税	109,138	109,105	109,105	100.0	100.0
	利子割交付金	1,401	1,381	1,381	98.6	100.0
	配当割交付金	9,364	8,368	8,368	89.4	100.0
	株式等譲渡所得割交付金	9,122	8,744	8,744	95.9	100.0
	法人事業税交付金	19,504	20,127	20,127	103.2	100.0
	地方消費税交付金	347,790	347,790	347,790	100.0	100.0
	ゴルフ場利用税交付金	6,542	7,562	7,562	115.6	100.0
	自動車取得税交付金	25	26	26	102.2	100.0
	環境性能割交付金	7,708	8,095	8,095	105.0	100.0
	地方特例交付金	62,215	62,282	62,282	100.1	100.0
	地方交付税	5,300,091	5,360,001	5,360,001	101.1	100.0
	交通安全対策特別交付金	1,493	1,708	1,708	114.4	100.0
	国庫支出金	1,794,113	1,399,453	1,399,453	78.0	100.0
	県支出金	1,756,455	1,536,719	1,536,718	87.5	100.0
	町債	1,094,328	770,100	770,100	70.4	100.0
	小計	10,519,289	9,641,461	9,641,460	91.7	100.0
合計	13,908,156	13,106,647	12,997,021	93.4	99.2	

自主財源の中心となる町税の調定額に対する収入率は 93.6%となっているが、現年度分については 98.9%の徴収率と高水準となっており、徴収業務の努力を評価するところである。一方、滞納繰越分の徴収が課題となっており、引き続き滞納整理を進められたい。

(表 2 : 特別会計からの繰入金)

(単位:千円)

会 計 名	令和3年度 繰入額	令和2年度 繰入額	増減額
住宅新築資金等貸付事業特別会計	16,705	9,103	7,602
開拓専用水道特別会計	6,777	1,792	4,985
宅地造成事業特別会計	16,058	17,825	△1,767
中山財産区特別会計	50	50	0
上中山財産区特別会計	50	50	0
下中山財産区特別会計	50	50	0
逢坂財産区特別会計	50	50	0
合 計	39,740	28,920	10,820

特別会計からの繰入金は合計 3,974 万円で、昨年度と比べ 1,082 万円の増となっている。増額した要因としては、住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止となり前年度と比較して伸びたこと、また、開拓専用水道特別会計で中山 3 期営農飲雑用水事業分の負担金に充てるため繰入金が増えたことがあげられる。

(表 3 : 不納欠損処分の状況)

(単位:千円)

会計名	区分	令和3年度			
		不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
一般会計	町民税	218	40	0	178
	固定資産税	4,715	1,160	705	2,850
	軽自動車税	86	73	0	13
	計	5,019	1,273	705	3,041

収入未済額の総額は 1 億 460 万 6 千円となった。主なものは、町民税 1,314 万 6 千円、固定資産税 8,771 万 9 千円、軽自動車税 217 万 4 千円、住宅費使用料 (町営住宅) 129 万 9 千円等である。

不納欠損処分については、町税における町民税、固定資産税、軽自動車税で 501 万 9 千円が処理されている。

(2) 歳出

歳出決算は、予算額 139 億 815 万 6 千円に対し、決算額は 121 億 5,190 万 3 千円である。

令和 4 年度へ 10 億 2,099 万 3 千円を繰越したため、不用額は 7 億 3,526 万円であり、令和 2 年度の 5 億 2,308 万円と比べ、2 億 1,218 万円減少した。

(表 4 : 歳出の概要)

(単位:千円・%)

区分	令和3年度		執行率	令和2年度	増減額
	予算額	決算額		決算額	
議会費	112,235	110,033	98.0	102,326	7,707
総務費	2,578,111	2,404,077	93.2	2,011,809	392,268
民生費	3,349,281	3,153,536	94.2	4,491,322	△ 1,337,786
衛生費	903,803	754,531	83.5	978,326	△ 223,795
農林水産業費	2,180,062	1,828,840	83.9	1,745,505	83,335
商工費	651,234	408,188	62.7	463,886	△ 55,698
土木費	1,278,927	845,002	66.1	682,642	162,360
消防費	294,194	288,960	98.2	293,585	△ 4,625
教育費	1,008,145	920,264	91.3	1,182,238	△ 261,974
災害復旧費	126,743	70,241	55.4	26,891	43,350
公債費	1,368,538	1,368,231	100.0	1,402,293	△ 34,062
予備費	56,883	0	0.0	0	0
合計	13,908,156	12,151,903	87.4	13,380,823	△ 1,228,920

歳出は主に新型コロナウイルス感染症対策に伴う支出などから、令和 3 年度は前年度と比べて決算額が 12 億 2,892 万円の減となっている。

予算額に対する執行率は 87.4%で、令和 2 年度の執行率 89.0%と比べ、1.6 ポイントのダウンとなっている。

2. 特別会計

各特別会計の執行状況等は以下の表のとおりである。

(表 5 : 各特別会計の執行状況)

(単位: 千円・%)

特別会計	予算額	歳入決算額	収入率	歳出決算額	執行率	歳入歳出差引額
土地取得特別会計	571	563	98.6	563	98.6	0
住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,897	17,846	94.4	17,846	94.4	0
開拓専用水道特別会計	34,238	23,681	69.2	23,665	69.1	16
国民健康保険特別会計	2,153,358	2,082,510	96.7	2,080,067	96.6	2,443
国民健康保険診療所特別会計	327,611	311,861	95.2	311,861	95.2	0
後期高齢者医療特別会計	226,515	224,950	99.3	224,197	99.0	753
介護保険特別会計	2,530,293	2,497,898	98.7	2,366,980	93.5	130,918
農業集落排水事業特別会計	497,085	483,673	97.3	483,621	97.3	52
公共下水道事業特別会計	450,004	406,145	90.3	404,345	89.9	1,800
風力発電事業特別会計	53,834	57,825	107.4	47,288	87.8	10,537
温泉事業特別会計	7,406	7,282	98.3	5,217	70.4	2,065
宅地造成事業特別会計	25,397	25,395	100.0	24,578	96.8	817
索道事業特別会計	27,207	21,915	80.5	21,915	80.5	0
合計	6,352,416	6,161,544	97.0	6,012,143	94.6	149,401

(表 6 : 不納欠損額の状況)

(単位: 千円)

会計名	区分	令和3年度			
		不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
国民健康保険特別会計	国民健康保険税	2,118	705	487	926
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者保険料	454	0	0	454
介護保険特別会計	介護保険料	785	161	0	624
農業集落排水事業特別会計	使用料	310	310	0	0
公共下水道事業特別会計	使用料	393	393	0	0
	計	4,060	1,569	487	2,004

特別会計における不納欠損処分は、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、下水道使用料で 405 万 9 千円が処理され、昨年度と比べ 517 万 1 千円の減となっている。

(表 7 : 一般会計からの繰入金)

(単位:千円)

会 計 名	令和3年度 繰入額	令和2年度 繰入額	増減額
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,866	41	1,825
国民健康保険特別会計	175,493	178,215	△2,722
国民健康保険診療所特別会計	54,664	60,014	△5,351
後期高齢者医療特別会計	67,022	70,227	△3,205
介護保険特別会計	361,836	335,158	26,678
農業集落排水事業特別会計	313,748	291,410	22,338
公共下水道事業特別会計	238,170	221,380	16,790
温泉事業特別会計	3,452	871	2,581
索道事業特別会計	8,134	8,129	5
合 計	1,224,385	1,165,445	58,940

一般会計からの繰入金は合計 12 億 2,438 万 5 千円で、昨年度と比べ 5,894 万円の増となっている。増額した要因としては、介護保険特別会計で介護保険給付費分及び職員給与費等に充てる繰入金が増えたこと、また、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計で起債元金償還金及び起債償還金利子に充てるため繰入金が増えたことなどがあげられる。

(1)土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額 56 万 3 千円に対し、歳出総額 56 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。歳入は土地開発基金の利息及び土地の貸付収入のみであり、歳入はすべて土地開発基金への繰出をおこなっている。

(2)住宅新築資金等貸付事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1,784 万 6 千円に対し、歳出総額 1,784 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分と滞納繰越分を合わせて 2 億 5,589 万 7 千円となっている。本会計は起債償還が令和 3 年度で終わり、令和 4 年度からは一般会計に含めて管理されており、今後も引き続き滞納整理を進められたい。

(3)開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,368 万 1 千円に対し、歳出総額 2,366 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 16 千円である。歳入は管理収入（給水料）及び施設管理負担金が主となっているが、令和 3 年度は中山第 3 期営農飲雑用水事業に関する一般会計への繰出金、また、大規模な修繕があったことなどから、開拓専用水道施設整備基金から 1,213 万 2 千円を繰入している。歳出は前述の施設修繕料と繰出金が主となっている。

県営の中山第3期営農飲雑用水事業は令和4年度以降も継続して施設更新などが行われ、一般会計が町負担部分を、本会計が地元負担部分を負担することとされている。

(4)国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額20億8,251万円に対し、歳出総額は20億8,006万7千円で、歳入歳出差引額は244万3千円である。

国民健康保険税は、調定額4億2,614万3千円に対し、収入済額3億5,867万8千円で、不納欠損処分を211万8千円行い、収入未済額は6,534万7千円(還付未済額16千円を含む)となっている。

(表8：国民健康保険税の徴収状況)

(単位：千円・%)

	調定額(A)	決算額(B)	不納欠損額(C)	収入未済額	徴収率 (B/(A-C))
現年度分	359,517	347,122	65	12,329	96.57
過年度繰越分	66,626	11,556	2,053	53,017	17.90
合計	426,143	358,678	2,118	65,346	84.59

国民健康保険税の徴収率については、現年度分は前年比0.04ポイント減の96.57%、過年度繰越分は前年比3.76ポイント減の17.9%となり、合計では、0.24ポイント減の84.59%となっている。

(5)国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額3億1,186万1千円に対し、歳出総額3億1,186万1千円で、歳入歳出差引額は0円である。一般会計繰入金は5,466万4千円で、うち財源補填分は4,338万5千円である。

(表9：各診療所実質収支額の推移)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大山診療所	△ 24,576	△ 4,131	△ 13,217	△ 12,439
大山口診療所	728	△ 4,477	△ 12,659	△ 7,912
名和診療所	△ 932	△ 3,164	△ 12,030	△ 12,924
計	△ 24,780	△ 11,772	△ 37,906	△ 33,275

新型コロナウイルス感染症対応が行われていることもあり、外来日数及び外来件数は前年並みとなっており各診療所の実質収支はマイナスが継続している。

大山診療所に続き名和診療所、大山口診療所についても運営計画が策定されたところであり、経営の効率化に向けた取り組みが期待される。

(6)後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額2億2,495万円に対し、歳出総額2億2,419万7千円で、歳入歳出差引額は75万3千円である。一般会計からは6,702万2千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処

分を 45 万 4 千円行い、収入未済額は 15 万 1 千円（還付未済額 50 万円を含む）となっている。

(7)介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 24 億 9,789 万 8 千円に対し、歳出総額 23 億 6,698 万円で、歳入歳出差引額は 1 億 3,091 万 8 千円である。一般会計から 3 億 6,183 万 6 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 78 万 5 千円行い、収入未済額は 668 万 9 千円（還付未済額 117 万 5 千円を含む）となっている。

(8)農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 8,367 万 3 千円に対し、歳出総額 4 億 8,362 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 5 万 2 千円である。繰入金は一般会計から 3 億 1,374 万 8 千円、農業集落排水事業推進基金から 2,956 万円の合計 3 億 4,330 万 8 千円となっている。

(9)公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 614 万 5 千円に対し、歳出総額 4 億 434 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 180 万円である。繰入金が、一般会計から 2 億 3,817 万円、公共下水道事業推進基金から 3,116 万 4 千円の合計 2 億 6,933 万 4 千円となっている。

(10)風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 5,782 万 5 千円に対し、歳出総額 4,728 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 1,053 万 7 千円である。売電収入は 4,342 万 3 千円で前年度比約 4.1%減となったが、年間の達成率は 104.1%となっている。

令和 3 年度に風力発電基金に 2,879 万 2 千円を積み立て、基金残高は 6,642 万 3 千円となっている。令和 7 年に設計寿命年数を迎えるに当たり、最終的な解体撤去に向けた十分な基金積み立てが行えるよう、引き続き適正な維持管理に努められたい。

(11)温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 728 万 2 千円に対し、歳出総額 521 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 206 万 5 千円である。一般会計から 345 万 2 千円の繰り入れを行っている。

(表 10 : 温泉使用料の推移)

(単位:千円・%)

	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	温泉使用料	割合	温泉使用料	割合	温泉使用料	割合	温泉使用料	割合
温泉館等	1,456	36.9	1,497	37.6	1,187	31.7	1,301	33.9
ナスパルタウン	2,480	62.8	2,476	62.1	2,549	68.0	2,519	65.8
温泉スタンド	10	0.3	13	0.3	12	0.3	11	0.3
合計	3,946	100.0	3,986	100.0	3,748	100.0	3,831	100.0

本会計の使用料収入割合では、温泉館が4割、ナスパルタウンが6割程度である。将来的に温泉館入浴者数は、利用者の高齢化や人口減少により減少傾向が続くと予測される。

一方、ナスパルタウンは令和3年度決算で58戸に給湯されており前年度からの増減はなかった。温泉を使用しない家庭も30件弱ある。今後建築される住宅も含め温泉利用へのPRを行うなど、温泉利用率の向上と安定した収入の確保に努められたい。

(12)宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額2,539万5千円に対し、歳出総額2,457万8千円で、歳入歳出差引額は81万7千円である。

令和3年度末のナスパルタウン未売却区画は、2区画となっている。残区画は残りわずかとなっているものの、未建築区画が売却区画のうち13区画ある。担当課では土地購入者へのアンケート実施などがされ住宅建築に向けた推進活動が行われており、努力の跡が伺われたところである。

(13)索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額2,191万5千円に対し、歳出総額2,191万5千円で、歳入歳出差引額は0円である。繰入金は、一般会計から813万4千円で、索道事業基金から303万4千円であり、合計1,116万8千円となった。

(表11：営業実績の推移)

(単位：日・万人・千円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
営業日数	72	37	84	91
入込客数	12.4	4.9	9.2	11.2
繰入金	1,135	11,167	11,167	11,168
指定管理納付金(収益比例分)	0	0	0	0
指定管理納付金(定額分)	11,035	5,419	10,121	10,490

今シーズンは12月中旬から積雪に恵まれ、営業日数は91日間で昨年よりも7日間多く、最終入込客数は11.2万人で昨年比21.7%増(昨年9.2万人)であった。

指定管理納付金は、雪不足や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で収益比例分が平成27年度以降0円となっている。

第4 基金運用状況について

令和3年度末の基金現在高は76億8,781万4千円と、前年度末に比べて5億5,547万1千円増加している。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて25基金あり、このうち19基金が一括運用されているところである。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認めら

れる。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたい。

第5 財産管理の状況について

令和3年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第6 指摘事項等について

【指摘事項】

令和3年度決算審査においては、指摘事項はありません。

【監査意見】

- 1 本町町民の健康づくり推進に係る取り組みについては、各種健康診査事業、人間ドックへの助成事業など健診等が受けやすい環境を整えられてきたところであり、これまでも受診率の向上には様々な努力を重ねられてきたところであると承知している。なお、検診受診者の検診結果は、町民の健康状態の把握のみならず、今後の検診受診率向上の施策を展開するためのバックデータとなり得るので、基礎資料として整理することも検討されたい。
- 2 大山町観光協会の組織体制については昨年度も記述したことだが、町が一体となって検討すべき課題だと捉えている。町全体に目を向けた、より効果的な観光事業を推進する組織への一本化など、最適な組織体制を検討されたい。このたびの決算審査では、検討の経過を確認することはできたが、結論の確認までには至らなかった。今後の方向性の議論を慎重かつ確実に進められたい。
- 3 本町の地籍調査進捗率は令和3年度末時点で65.56%となっており、調査が完了するまでには20年から30年程度はかかると聞いているが、今後の調査区域は山林部で危険を伴う上、境界を把握している地権者も高齢となり、調査の推進にも困難な状況がうかがえる。
そのような中、令和4年度には、先進的な取り組みとして、リモートセンシングデータを活用した地籍調査を県内でも先駆けて実施するとの説明を受け、住民である地権者も危険を伴う現地へ行くことなく、また広範囲の調査を短期間で完了することが可能となることから、課題とされた早期完了へ向けた取り組みに大きく期待するところである。
- 4 指定管理制度により指定管理される施設が、令和3年度末時点で31施設となっており、民間の活力とノウハウを生かした施設管理が本町においても浸透している状況である。このたびの決算審査の中では、指定管理施設についても適切に事業実施されているか審査を行ったところであり、維持管理が適切に行われていることを確認した。ただし、運営コストが適切な水準で算出され、指定管理料が適正な金額なのかという視点で、別途監査の必要性を検討しているので、監査実施の際にはご協力をお願いしたい。

5 行財政改革については、限られた予算の中で効率的な行政運営に取り組んできておられるなか、令和3年度に実施された業務量調査の結果を踏まえ、ICTの活用などにより業務負担の軽減等職員の働き方の見直しや、業務改革と住民サービスの向上の一体的な推進に一層努められたい。

また、本町の歳入のうち多くが依存財源で、自主財源は歳入全体の25%程度であるが、その中でもふるさと応援寄付金は順調に伸び、令和3年度は5億円を超える寄付額となり、寄付金額、寄付件数ともに過去最高となった。企画課営業企画室を中心に、安定的な財源となるよう今後とも自主財源の確保に努められたい。